

日之影町告示第91号

令和4年第3回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年8月22日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和4年9月2日
 - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
-

○開会日に応招した議員

工藤 英信君	高館 英嗣君
小谷 幸治君	甲斐 睦彦君
河野 學君	飯干 静香君
小川 輝久君	一水 輝明君

○9月7日に応招した議員

同上

○9月13日に応招した議員

同上

○9月22日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第3回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和4年9月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和4年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 報告第2号 健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第3号 資金不足比率の報告について
- 日程第8 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第40号 日之影町議会議員及び日之影町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第42号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
＜令和3年度施策執行について＞
- 日程第13 認定第1号 令和3年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和3年度日之影町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和3年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和3年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和3年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和3年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 令和3年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和3年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 日程第21 議案第44号 令和4年度日之影町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第45号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第46号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第47号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第48号 令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第49号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 報告第2号 健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第3号 資金不足比率の報告について
- 日程第8 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第40号 日之影町議会議員及び日之影町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第42号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
＜令和3年度施策執行について＞
- 日程第13 認定第1号 令和3年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和3年度日之影町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和3年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和3年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和3年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和3年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第19 認定第7号 令和3年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20 認定第8号 令和3年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第44号 令和4年度日之影町一般会計補正予算（第4号）
日程第22 議案第45号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第46号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第47号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第48号 令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第49号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

出席議員（8名）

1番 工藤 英信君	2番 高館 英嗣君
3番 小谷 幸治君	5番 甲斐 睦彦君
6番 河野 學君	7番 飯干 静香君
8番 小川 輝久君	9番 一水 輝明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君 録音係（総務課係長） 菊池 利彦君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 貢君	副町長	甲斐 敏弘君
教育長	橋本 範憲君	総務課長	押方 明弘君
会計管理者	森重 喜博君	地域振興課長	工藤 富士君
町民福祉課長	押方 誠君	税務課長	谷川 靖君
農林振興課長	平川 誠二君	建設課長	佐藤 尚君
保健センター所長	丹波 昌二君	病院事務長	甲斐しおり君
教育次長	平川 浩二君	代表監査委員	小林 政隆君

午前10時00分開会

○議長（一水 輝明君） 改めまして、おはようございます。

これから、令和4年第3回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（一水 輝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、飯干静香君、8番、小川輝久君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（一水 輝明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの21日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職・氏名は、お手元に配付したとおりであります。議長報告については、さきに報告書を配付しておりますので、これを報告といたします。

日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告いたします。

7月26日、宮崎市で開催された、議会運営委員会正副委員長研修会に、委員長、甲斐睦彦君、副委員長、高舘英嗣君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上1件であります。

日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会の、閉会中の継続審査に付された事件について、報告をお願いします。総務文教常任委員会、委員長、小谷幸治君。

〔総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（小谷 幸治君） それでは、総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

令和4年7月28日、宮水小学校調理場において、日之影町学校給食について、下記のとおり、1、学校給食の現状について、2、今後の学校給食の在り方についての調査を行いました。

まず1、学校給食の現状について。

現在、給食調理を行っているのは、宮水小学校、日之影中学校の2校で、宮水小学校は高巢野小学校、日之影小学校3校の合同での調理を行っている。給食調理員数は、宮水小学校6名、日之影中学校4名体制で、小学校児童130名、中学校生徒79名、教職員約60名の合計269名の調理を担当している。

本町においては、現在、小学校4,500円、中学校5,000円の給食費が今年度から無償化され、保護者の負担軽減が図られている。教育の町を推進する子育て支援の充実により、質の高い給食が安定して提供できている。また、主食に米、麦等を使った献立が多く、地産地消で消費拡大につながられていることや、災害時の保存食用パンの活用など、食品ロスへの対応もなされている。

調理場では、調理室、調理器具など清潔に整理され、消毒の徹底や食材の管理も行き届いており、配送口と調理室との区切りも明確な表示が行われている。児童、生徒の健全な食生活は、学校生活がより豊かに、そして健康増進につながっており、栄養教諭と調理員の皆さんや学校の先生との連携があり、対応している姿を感じられた。

2、今後の学校給食の在り方について。

令和3年度末、教育委員会は、専門的知識の導入による衛生面や安全管理の向上、安定した調理員の確保、労働管理の充実等により業務委託方式への移行を決定している。

委託業者の選考に当たっては、選考仕様書の中に、調理の安全性を第一とする理念を持っている、現在勤務の調理員の勤務条件を下回らない、また、現在勤務している調理員を優先的に採用するなどを織り込むとのことであるが、栄養教諭、調理員の方々あってこそその安心・安全で、児童、生徒からおいしいとすこぶる評判のよい給食であるので、雇用体制や労働環境及び食材の調達先などが大きく変わらないように留意しながら、移行に向けた業者選考を慎重に行う必要があると考える。

以上、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

〔総務文教常任委員長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

日程第6. 報告第2号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第6、報告第2号健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第2号健全化判断比率について、御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度の健全化判断比率を、監査委員の意見書を付けて御報告いたします。

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表す実質赤字比率につきましては、適用される早期健全化基準は15.0%であります。赤字額はございません。

また、全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率を表す連結実質赤字比率につきましても、適用される早期健全化基準は20.0%ですが、赤字額はございません。

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金等の標準財政規模に対する比率を表す実質公債費比率につきましては、適用される早期健全化基準25.0%に対し、6.3%となっております。

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す将来負担比率につきましては、適用される早期健全化基準は350.0%ですが、将来負担額に対し充当可能財源が多いため、比率は算定されません。

以上で、御報告を終わります。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第2号は終わりました。

日程第7. 報告第3号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第7、報告第3号資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告を求めます。町

長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 報告第3号資金不足比率について、御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度の資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて御報告いたします。

公営企業の資金不足比率につきましては、適用される経営健全化基準は20.0%ですが、日之影町国民健康保険病院事業会計、日之影町簡易水道事業特別会計及び日之影町農業集落排水事業特別会計のいずれの公営企業も資金の不足額はございません。

以上で、御報告を終わります。

[町長降壇]

○議長（一水 輝明君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第3号は終わりました。

日程第8. 同意第4号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第8、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員であります、押方良章氏が、令和4年9月26日をもって任期満了となります。つきましては、同氏を引き続き委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（一水 輝明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。本案は、討論を省略して直ちに採決することに決定をいたしました。

この採決は起立によって行います。日程第8、同意第4号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、同意第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第9、議案第40号日之影町議会議員及び日之影町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第40号日之影町議会議員及び日之影町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和4年4月6日に公布され、最近の物価変動、選挙時の執行状況を考慮し、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられましたので、日之影町議会議員及び日之影町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第9、議案第40号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第41号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第10、議案第41号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第41号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和3年8月10日の人事院勧告に伴い、国家公務員の育児休業等に関する法律の意見申出において、育児休業等の運用についての一部改正についての運用通知が発出され、令和4年10月1日から施行されることから、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和・育児参加のための休暇の対象期間の拡大等で、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（一水 輝明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） では質問させていただきます。

提案理由書の中にもあるんですが、育児休業の取得回数制限の緩和と育児参加のための休暇の対象期間の拡大等とあるんですが、具体的に取得回数制限がどのくらいからどのくらいに変わったのかとか、具体的に説明をいただけたらありがたいです。

○議長（一水 輝明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） お答えいたします。

今回の育児休業等に関する一部改正につきましては、まず対象となる方が非常勤職員で、主に男性の方ということで、今回の改正はなっているようでございます。産後のパパ育休暇というのが創設されて、これが今まで子が1歳6か月になる日までに1回の所得だったんですけども、これが子の出産日から57日、産後8週まで以内に2回とれるようになったということが、新たに追加をされました。

それともう一つは、子が1歳以降の育児休業の所得の柔軟化ということで、これまで子が1歳

6か月になった時点からしか育児休暇というのがとれなかったんですけども、その時点を初めとして、それが2歳になるまでの間に、途中からでもとれるということに緩和をされるということでございます。ということで、夫婦で交代で育児休暇ができるというような制度内容になっております。

以上でございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、議案第41号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第42号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第11、議案第42号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第42号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

本庁等の職員に対し、台風や大雨及び火災や搜索等の出勤時に宿日直手当を支給していますが、令和4年4月から消防団員の出勤手当等が見直されたことに伴い、消防団の出勤手当に合わせ改正するものであります。

改正の内容は、本庁職員等の宿日直手当を5時間未満を2,500円、5時間以上8時間未満を5,000円、8時間以上を8,000円とし、令和4年8月1日から適用するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。工藤英信君。

○議員（1番 工藤 英信君） 改正前は一律4,400円、日直、宿直ともでしたよね。それで今度は時間的な、5時間未満と5時間以上と時間的に分かれております。どういう趣旨の下でこれはされたのでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） この時間の選定につきましては、消防団の手当のほうも昨年の、すいません、今年の前1回目の定例議会に提案をさせていただきまして、4月1日中に施行をさせていただいているところがございます。その時間帯と合わせまして今回設定をさせていただいたところがございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、議案第42号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第43号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第12、議案第43号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第43号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての提案理由を説明いたします。

令和2年に策定いたしました、辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、大瀬辺地、小原辺地、追川辺地、見立・鹿川辺地、松の木辺地、星山辺地及び長谷川辺地の7辺地について、計画の変更を行うものであります。

大瀬辺地は林道二子山西線改良事業を追加、小原辺地は町道二又上長川線改良舗装事業の追加

及び林道樅木尾・諸塚線舗装事業の事業費を増額、及川辺地は町道畑野百舌鳥山線改良舗装事業の事業費を増額及び林道山の頭線舗装事業を追加、見立・鹿川辺地は町道鹿川築崎線改良舗装事業の事業費を増額、松の木辺地は町道鶴の平乙女線改良舗装事業の追加及び林道飯干線舗装事業の事業費を増額、星山辺地は町道吾味二又線改良舗装事業を追加、長谷川辺地は町道影待岩戸線1工区改良舗装事業の事業費を増額するものであります。

令和2年度から令和6年度までの、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（一水 輝明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第43号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、会期中に現地調査を行い、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は会期中に現地調査を行い、休会中の議案熟読をお願いすることに決定をいたしました。

日程第13. 認定第1号

日程第14. 認定第2号

日程第15. 認定第3号

日程第16. 認定第4号

日程第17. 認定第5号

日程第18. 認定第6号

日程第19. 認定第7号

日程第20. 認定第8号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第13、認定第1号令和3年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、認定第8号令和3年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、決算発議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。認定第1号から認定第8号までを一括議題とする

ことに決定をいたしました。

令和3年度各会計決算8議案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 認定第1号から認定第8号令和3年度各会計の決算認定についての提案理由を説明いたします前に、令和3年度の施策執行についてその概要を報告いたします。

令和3年度は、厳しい財政運営の中にあっても、まちづくりの基本的な指針となります第5次日之影町長期総合計画や日之影町過疎地域持続的発展計画並びに日之影町地域創生総合戦略等の各種計画を踏まえ、「住む喜びを実感し、笑顔あふれる光さすまち日之影」の実現、またポストコロナの地域社会を見据え、コロナ危機を克服しながら持続可能なまちづくりに向けまして、1、情報発信の強化と定住・移住、雇用の促進、2、子育て環境の充実と社会変革に対応した教育の推進、3、健康づくりの推進と福祉・社会保障の充実、4、地域経済を担う活力ある農林業・商工業・観光の振興、5、防災・減災対策の強化と安全・安心の確保、6、参画・協働の推進と地域コミュニティの育成を重点施策としまして、各種事業を進めてまいりました。

また、新庁舎につきましては、行政機能のみならず、図書館、町民ホール、研修室などの文化的機能を有する複合施設として、4月14日に落成式を行い、5月6日より業務を開始したところであります。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず1点目の、情報発信の強化と定住・移住、雇用の促進についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、地方への関心とともに自然の中でのワーケーションなど、新たな働き方に注目が集まっています。このような中、本町の自然環境や観光情報をはじめ、将来的な移住や雇用確保のための企業誘致などに期待し、町や観光協会のホームページをはじめ、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会などとの連携を図りながら、各種情報の発信に努めてまいりました。

情報発信の強化につきましては、観光協会に情報発信を担当する地域おこし協力隊の配置とともに、定住・移住の促進につきましても、移住定住コーディネーターとの連携によります、相談、サポート体制の維持に努めてまいりました。

令和3年度におきましては、町内の空き家等実態調査を実施し、得られた空き家情報を基に活用性の可否を探り、提供できる物件の掘り起こしを行ったところであります。また、空き家情報に加え、就労や子育てに関する支援策等の一元化とともに、住宅新築・リフォーム定住促進事業による定住・移住、支援を継続して実施したところであります。

雇用の促進につきましては、大規模な企業誘致は厳しい状況ではありますが、県などとの連携と情報共有に努めてまいりました。

次に2点目の、子育て環境の充実と社会変革に対応した教育の推進についてであります。

子育て環境の充実と社会変革に対応した教育の推進につきましては、日之影町子育て応援基金を活用しまして、ゼロ歳から中学校修了までの医療費負担金助成、第3子以降の保育料の無償化等保育料の軽減、不妊治療費の助成、乳幼児健診の実施、放課後子ども教室の運営費助成、中学校入学支援金、学校給食費の半額助成、出産祝金の支給及び公費支援型学習塾の運営を行いました。

また、子ども・子育て支援交付金事業を活用いたしまして、乳児家庭全戸訪問事業や延長保育事業などを行うなど、妊産婦・子育て家庭のニーズを把握し、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援を行ったところであります。また、妊産婦健診、妊婦の通院支援、新生児聴覚検査、任意予防接種の費用助成、歯科検診、子ども広場、就学援助等の事業を実施し、保健センターに設置した子育て世代包括支援センターを相談窓口として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってまいりました。

学校教育の推進につきましては、児童・生徒一人一人が確かな学力、すこやかな体、豊かな人間性を持ち合わせ、心身共に優れた児童生徒を育成するため、個々に応じた学習指導や必要な支援を行ってまいりました。

まず、学習指導につきましては、授業改善等を支援する年2回の学校支援訪問や小・中学校教職員合同による研修会を3回実施するなど、教職員として求められる資質・能力の向上に努めてまいりました。また、学習支援につきましては、特別支援教育支援員や中学校教育補助員をはじめ、日之影小、高巣野小へ複式学級解消講師を配置するなど、個々のレベルに応じたこまめな対応を行ってきたところであります。

学校経営につきましては、平成23年度より取り組んでまいりました教育懇話会を令和3年度よりコミュニティ・スクールに移行しました。各学校に設置した学校運営協議会での協議や、議会へ報告いたしました学校評価の結果を、学校の重点目標の設定や必要な改善に生かしつつ、児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえた地域とともにある学校づくりを推進するとともに、学校を核とした地域づくりにつなげたところであります。

就学支援につきましては、就学援助金や奨学資金貸付制度によります対象世帯への交付をはじめ、県総合体育大会等派遣費の補助、給食費の半額助成、中学校入学支援金等の交付を行いました。また、登下校時のスクールバスの運行や放課後子ども教室の開設など、保護者の経済的な負担軽減に努めてきたところであります。

学校施設・学習環境整備につきましては、学校からの要望を踏まえ、各小中学校のトイレ洋式化及び手洗い場自動センサー化をはじめ、高巣野小学校、日之影中学校の多目的ホールのエアコン整備及び照明のLED化を図るとともに、感染症蔓延防止対策等やGIGAスクール構想の観

点から各小学校において電子黒板等を整備し、情報社会を踏まえたICT機器の充実を図り、その活用による教育活動を実践してまいりました。

次に、社会教育につきましては、社会教育施設の充実とともに、社会の変化に柔軟に対応し、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成を目指して、町民みんなで、いつでも・誰でも・好きなレベルで参加できる生涯学習事業の推進や女性学級等の開設を行いました。

健やかな体を育む教育の推進につきましては、スポーツ協会、自治公民館連絡協議会などとの連携を図った各種スポーツ大会等を計画いたしました。多くは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止といたしました。コロナ禍により自宅で過ごす時間が増えたことを踏まえ、町民の学びに対する支援として、令和3年度開館した町立図書館を活用した図書活動の推進に努めました。

中学生海外交流派遣事業につきましては、令和2年度に続き、昨年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止となりましたが、今後も引き続きグローバルな視野を持ち、海外での生活や異文化に触れる機会を確保するための代替案を模索し、国際化に対応できる人材育成を図るとともに、本町の次世代を担う青年層の人材育成も強化してまいります。

次に3点目の、健康づくりの推進と福祉・社会保障の充実についてであります。

町民の健康増進につきましては、住民の健康に関する知識や意識を高め、健康を維持するため、各種がん検診、特定健診・ヤング健診等の受診を勧め、疾病の早期発見並びに生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んでまいりました。特に要指導者に対する方々への訪問指導を行い、糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化予防と健診未受診者及び疾患がありながら医療機関にかかっていない方々に対しましては、受診勧奨を行ったところであります。併せて高齢者の疾病予防・重症化予防を効果的に実施していくために、高齢者の保険事業と介護予防の一体的事業をさらに実践するため、地域での健康課題や分析・検討を行い、生活習慣病重症化予防に係る相談・指導にも取り組んでまいりました。

令和3年5月から実施しました1、2回目新型コロナウイルスワクチン集団接種につきましては、町民の皆様のコロナに対する関心が高かったため、多くの住民の方々に事故なく無事に接種をすることができました。また、18歳以上の3回目接種も行い、高い接種率となりました。

病院の医療サービスにつきましては、今後の3公立病院の経営統合を視野に入れ、持続可能な医療を担う機関として、地域医療を支える役割を果たしつつ、現在の病床機能からより地域のニーズに合った地域包括ケアシステムの中心となる機能と療養期の機能を併せ持った医療機関に転換できるように整備しているところであります。また、令和3年4月から郡内3町で西臼杵公立病院統合再編準備室を設置して統合再編に向けての準備を進めてまいりました。10月には西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を公表、その後3病院の職員を中心として当該基本構

想の具現化に向けて検討を進め、令和3年度末時点の状況について西臼杵3公立病院における経営統合・機能再編に係る基本計画として取りまとめたところであります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が自立して充実した生活を送るために、高齢者大学や高齢者教室・いきいきサロン・いきいき百歳体操を開催するとともに、高齢者クラブの活動を支援するため、単位クラブの活動に対して助成を行ってまいりました。さらに、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターをはじめ高齢者福祉関連機関と連携し、介護保険制度の介護サービス、地域支援事業による介護予防・日常生活支援総合サービス、配食サービス、訪問サービス、まさのや等のミニデイサービスや生活支援ハウス等の利用のニーズに努めてまいりました。併せて、社会福祉協議会を中心に実施しています買い物支援など、地域ケア推進会議等において、関係機関・関係部署と協議を重ねながら、介護福祉サービスの充実を図ったところであります。

障害者福祉につきましては、障害者や障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が、地域において計画的に提供できるよう第6期日之影町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定し、障害者施策の推進を図ってまいりました。また、3町共同で設置いたしました西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターと連携を密にしながら、障害者とその家族の支援を行いました。

次に4点目の、地域経済を担う活力ある農林業・商工業・観光の振興についてであります。

農林業の振興につきましては、農林産物の生産・流通過程においてウィズコロナへの対応が必要となってくることから、生産組織、関係機関等の連携及び情報共有を図りながら、各種事業を有効に活用し、農林課の生産活動への支援、担い手の確保、生産基盤の維持、保全に努めてまいりました。

農業従事者の高齢化が進展する中、本町において喫緊の課題でもあります新規就農者の確保、担い手対策につきましては、引き続き国の農業次世代人材投資事業及びひのかげ就農奨励金事業による支援、さらには各関係機関、団体と連携した研修会への参加を促し、生産力・経営力の向上に努めてまいりました。

農地の維持・保全対策につきましては、第5期対策となる日本型直接支払制度及び棚田地域振興法に基づいた農業生産活動等への支援とともに、農業委員会との連携による地域の中心となる担い手等への農地集積を図ってまいりました。また、共同利用機械の導入及び共同利用倉庫の整備への支援による集落営農を推進してまいりました。

株式会社ひのかげめぐりファームにつきましては、引き続き日之影町担い手協議会との連携や緊急雇用創出事業により作業員の確保を行い、受託作業の円滑な運営に取り組むとともに農業生産物の販路拡大に努め、今後とも町民のニーズに応えてまいります。

果樹・野菜・花卉の主要品目の生産につきましては、生産基盤整備及び省力化機会導入への支援、さらにブランド確立に向けた取組みを行いながら、関係機関、団体と連携し、産地の維持、強化に努めてまいりました。

肉用牛の生産振興につきましては、畜舎等の条件整備や素牛導入への支援を実施するとともに畜産経営のスマート化を推進し、生産率向上による経営の安定化を図ってまいります。また、新型コロナウイルス感染拡大により、町内生産者の負担軽減及び生産意欲の高揚を図るため、国の交付金を活用し、主要農産物の諸経費に対する支援、消費拡大に係る事業等を実施してまいりました。

農業基盤整備につきましては、農地のほとんどが中山間地特有の条件不利地であり、農業従事者の高齢化、担い手の減少等により、農地の荒廃化や農業施設の維持管理等が困難な状況になっているため、各種制度事業による畦畔整備、用水路の改修及び蓋掛け、排水路の整備、農道の整備を行いました。

林業の振興につきましては、地域林政アドバイザーとともに、森林環境譲与税の計画的な活用を図りながら、人材育成・担い手の確保、森林経営管理制度を活用した森林整備、木材利用の促進に向けた取組みを進め、循環型林業の構築、さらには本町林業の活性化に努めてまいりました。また、林道、作業道の路網整備につきましては、国、県の事業活用による整備を進めてまいりました。

森林資源を活用したシイタケの生産振興につきましては、種駒、シイタケ原木購入への助成、さらには高品質なシイタケ生産を図るための施設・機械整備への支援による集約的環境の整備を進め、生産者の労働力及びコスト軽減を図ってまいりました。

有害鳥獣対策につきましては、電気牧柵器、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止資材の導入支援を行い、農林産物への被害防止に努めました。また、捕獲活動の新たな負担軽減対策に取り組むとともに、有害獣捕獲奨励金や有害獣捕獲班に対する活動補助、狩猟免許の新規取得者への支援による個体数の適正化に努め、関係機関・猟友会、地域住民一体となった有害鳥獣対策を進めてまいりました。

商工業の振興につきましては、中心的な役割を担っていただいております商工会への支援をはじめ、起業や経営の規模拡大等に対して支援する、ふるさと起業応援事業補助金や飲食店に対し営業時間短縮要請等協力金の交付を行いました。また、町内商店の振興と消費拡大に向けたプレミアム商品券発行支援など、中小企業育成のための各種支援を継続してまいりました。恒例の夏まつりイベントは残念ながら中止となりましたが、庁舎移転後の中央地区における賑わい創出、商工業の活性化といった観点からも継続的な支援を行ってまいります。

雇用の維持・創出に向けましても、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中に、国が窓

口となりました事業復活支援金をはじめ、地方創生臨時交付金を財源としました本町独自の商工業者支援金事業や家賃の一部を補助する家賃等支援事業補助金の交付など、商工会と連携、協力を図りながら商工業の経営支援に努めてきたところであります。

観光の振興につきましては、観光協会などとの連携を図り、世界農業遺産やユネスコエコパーク、森林セラピー基地のブランド力を生かしながら、SNSや各種イベント等を活用し情報の発信とともに、県内の観光需要の早期回復に向けたジモ・ミヤ・タビキャンペーンなどとの連携を図ってきたところであります。また、ワーケーションやアウトドア等への関心が高まる中、県が窓口となります、みやざきワーケーション推進協議会への会員登録を行ったところで、令和2年度にWi-Fi環境の整備を済ませました日之影キャンプ村につきましては、例年以上の御利用をいただきました。各種イベント等におきましても、町の紹介ブースを設け、四季折々の観光情報や観光スポットの紹介とともに、パンフレット作成によるふるさと納税のPRも行ってきたところがございます。感染症拡大防止のため、一部中止を余儀なくされましたイベントもございましたが、実施しました県内での物産展ではお客様から喜びのお声かけをいただきました。また、ふるさと納税につきましても、7,775万5,000円と前年度の実績に比べまして、納税額に対して約10%の伸びとなったところがございます。

次に5点目の、防災・減災対策の強化と安全・安心の確保についてであります。

火災・自然対策等、町民生活の安全・安心確保のために、小型ポンプの更新や各種消防施設等の整備を行ってまいりました。また、火災や救急、救助のほか、自然災害等に対して迅速な対応がとれるよう、高千穂警察署、西臼杵広域消防、消防団との連携を密にして、さらなる安全安心のまちづくりに努めてまいりました。近年の異常気象によりますます台風の大型化、激甚化する自然災害等への防災対策につきましては、総合防災マップを全戸に配布するなど防災意識を高めるとともに、令和3年度より運用を開始しましたデジタル防災行政同報系無線及び防災情報システムを活用することで、より速やかな防災情報の配信を行い、避難行動要支援者の避難誘導や地域住民の避難体制の構築を図りました。また、近年、注目されております南海トラフ地震に備え、地域防災計画に反映させる必要があることから、計画の見直しを行いました。

日之影町国土強靱化地域計画につきましては、令和2年度に策定を終え、日之影町長期総合計画や日之影町地域防災計画と連携した事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを進めてまいりました。

道路網の整備につきましては、九州中央自動車道の一部であります、国道218号高千穂日之影道路の日之影深角インターチェンジから平底交差点間が昨年8月21日に開通し、雲海橋交差点から平底交差点間の5.1キロが全線開通いたしました。九州中央自動車道の整備促進及び県道の整備につきましては、関係機関との連携を図り、要望や提言活動を積極的に取り組んでまい

りました。また、町道につきましては、昨年度に引き続き社会資本整備総合交付金事業と地方創生道整備推進交付金事業の国庫補助事業を活用し整備を行いました。

町民の移動手段の確保は喫緊の課題であり、特に公共交通体制の充実につきましては、自家用車に頼らざるを得ない本町のような中山間地域におきましては、高齢者や通学者にとってなくてはならないものであります。令和3年度におきましても、延岡市、高千穂町との連携を図りました宮崎交通が運行する路線バス（地域間感染系統）への支援とともに、町内における貸し切りバス事業者及びタクシー事業者に対しまして臨時交付金を活用しました運行支援を行ったところです。また、町内の交通体系がよりよいものとなるよう、公共交通と高齢者等とのかかわり方について商店会や運行事業者などを交えた検討会を開催してまいりました。本年度の地域公共交通計画の反映とともに、引き続き町内の交通体系における利便性の向上に努めてまいります。

生活環境につきましては、五ヶ瀬川系統の水質保持や公衆衛生の向上を図るため、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、住民の環境保護への意識向上を図ってまいりました。また、ごみの減量化、資源化につきましては、食品ロス削減やリサイクルなどの4R運動を推進し、限られた資源の有効利用を進めてまいりました。

水道事業につきましては、8地区の簡易水道施設の機器設備の修繕や維持管理を行い、町民の重要な生活基盤である水道の安全で安定した供給に努めました。

情報通信網につきましては、光ケーブルや設備の維持管理に努め、地上デジタル放送、IP告知放送、インターネットなど安定した通信サービスの提供と町民への行政情報の発信を行ってまいりました。

次に6点目の、参画・協働の推進と地域コミュニティの育成についてであります。

自治公民館は地域コミュニティの中心的役割を担っており、その重要性はますます高まっております。人口の減少・高齢化、またこのコロナ禍により組織としての機能低下が懸念される中、自治公民館の維持・活性化に向けた活動助成金などの交付をはじめ、公民館改修事業につきましても地元からの要望に基づく助成を行うなど、活動拠点施設としての利便性の向上に努めてまいりました。

また、地域に継承されている伝統芸能活動の支援とともに、国民文化祭、全国障がい者芸術・文化祭が計画され、本町におきましては伝統工芸・障がい者作品展を実施することができ、多くの来場者に本町の竹細工をはじめとした伝統工芸品等の品質の高さを披露することができましたが、メインとなる伝統芸能フェスティバルにおいては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりました。今後も感染状況に注意しながら、本町の伝統芸能及び工芸品等をPRするとともに、地域文化活動の活性化に努めてまいります。

水源の里地域の振興につきましては、平成20年に日之影町水源の里条例を制定して以来、住

民がずっと住み続けたいと思う地域づくりを目指し、その対策を行ってまいりました。平成21年度より集落支援員の配置とともに、水源の里基金を活用しました水源の里支援隊や、水源の里見回り支援隊を配置など、こまめな見守り活動に努めてまいりました。また、集落の要望を踏まえながら、集落道の草刈りや水源地等整備などのサポートを行い、集落機能の維持・活性化とともに、福祉の向上につなげてきたところであります。

地方創生を進めていくためには、町民の行政への参画と協働はなくてはならないものであります。日之影中学校で行われました日之影近未来会議や本年度取り組んでおります地域・未来ミーティングなど、若者や町民の多様な御意見や思いが反映できるよう、地域のリーダーとなる人材の育成に努めながら、今後とも協働により持続可能な日之影づくりを進めてまいります。

以上、御報告いたしました令和3年度の施策執行につきましては、各種事業の推進を図りながら取り組んでまいりました。また、国、県の補助事業でありましても、事業効果を十分に考慮しながら、効率的な予算執行に努めてまいりました。

基金につきましては、公共施設等整備基金等へ約5億4,600万円を積み立て、一般会計における基金残高は約35億9,000万円となり、前年度末より約4億4,300万円増加いたしました。今後も制度事業等の情報収集に努めながら、住民サービスの向上と健全な行財政運営を推進してまいります。

なお、国、県が本町において実施しました土木及び農林関係事業につきましては、別紙資料、主要施策の成果に関する報告書に記載のとおりであります。事業の詳細は令和3年度国県事業の実績欄を御覧ください。

結びに、議員各位はもとより町民の皆様の御理解と御協力により、各種事業をほぼ計画どおりに執行することができましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げまして、令和3年度の施策執行の報告とさせていただきます。

認定第1号令和3年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和3年度日之影町一般会計予算は、当初予算48億1,000万円で、本町の活性化を目指す6つの重点施策を柱としてスタートしました。その後、新型コロナウイルス感染症対策や国の経済対策に伴う補正など、計11回の補正を行い、また令和2年度からの繰り越し分1億4,514万2,000円を合わせ、予算規模は58億8,768万7,000円となりましたが、令和4年度へ繰越明許費として2億9,205万4,000円を繰り越しております。

決算は、歳入において前年度より22.9%減の57億1,443万2,415円、歳出において24.1%減の55億4,254万9,061円となり、歳入歳出差引額は1億7,188万3,354円となりました。そして、1億1,995万3,000円を繰り越すべき財源として、

実質収支額を5,193万354円とし、そのうち2,600万円を財政調整基金への積立てとしました。

では、歳入の各項目について御説明いたします。

町税は、前年度より0.4%増の3億5,382万2,815円となり、歳入に占める割合は6.2%であります。地方譲与税は前年度より1.4%増の1億4,354万4,000円、利子割交付金は5.0%増の12万6,000円、配当割交付金は91.4%増の91万1,000円、株式等譲渡所得割交付金は61.2%増の93万2,000円、法人事業税交付金は164.0%増で354万円、地方消費税交付金は7.7%増の9,041万5,000円、環境性能割交付金は7.3%増の603万5,969円、地方特例交付金は39.0%増の486万1,000円、地方交付税は8.5%増の29億860万4,000円で、歳入の50.9%を占めております。交通安全対策特別交付金は12.8%減の112万5,000円。分担金及び負担金は、老人福祉費負担金、児童福祉費負担金等で0.7%減の3,024万5,269円。使用料及び手数料は、ケーブルネットワーク使用料、住宅使用料、戸籍手数料等で0.6%減の3,611万8,939円。国庫支出金は、民生費国庫負担金、総務費国庫補助金、民生費国庫補助金等で47.5%減の5億6,453万2,182円。県支出金は、民生費県負担金、農林水産業費県補助金、災害復旧費県補助金で15.0%増の5億9,034万8,518円となりました。国県支出金の合計は、前年度より27.3%減となり、歳入総額の20.2%を占めております。

財産収入は、財産貸付収入、利子及び配当金、財産売払収入で4.2%増の4,263万9,475円。寄附金は、22.5%増の1億1,412万5,000円。繰入金は、ふるさと応援基金繰入金、水源の里振興基金繰入金、子育て応援基金繰入金等で76.7%減の1億267万3,041円。繰越金は35.8%増の7,695万6,261円。諸収入は貸付金戻入、雑入等で94.1%増の1億4,065万8,799円。町債は、過疎債、辺地債、緊急自然災害防止対策事業債、災害復旧事業債等で71.7%減の5億221万1,000円。自動車取得税交付金は、調整額交付により皆増で7,147円となりました。

歳入を性質別に見ますと、自主財源は町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入で8億9,723万9,599円となり、歳入総額の15.7%であります。依存財源は、残る84.3%の48億1,719万2,816円であります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、目的別に見ますと、議会費は議員報酬、議員活動費等で、前年度より4.6%減の4,622万8,842円。

総務費は、総務管理費、町税費、戸籍・住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費で59.9%減の9億8,701万9,374円。民生費は、社会福祉費、児童福祉費、災害救助費

で22.9%減の9億8,274万6,523円。衛生費は、保健衛生費、清掃費、水道費で0.5%増の4億2,614万4,231円。農林水産業費は、農業費、林業費で2.3%増の7億3,146万4,615円。商工費は9.4%増の2億1,013万8,992円。土木費は、土木管理費、道路橋梁費、住宅費、河川費で11.5%減の4億8,760万3,009円。消防費は73.8%減の1億3,271万4,016円。教育費は、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費で16.6%増の3億1,958万6,699円。災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費、土木施設災害復旧費で、32.7%減の1億306万1,166円。公債費は4.2%増の5億9,694万3,105円。諸支出金は基金費で295.4%増の5億1,919万8,489円であります。

歳出を性質別に見ますと、人件費は総額の14.7%で、前年度より5.3%増の8億1,487万円。物件費は総額の13.7%、前年度より0.6減の7億5,768万5,000円、維持補修費は総額の1.0%、前年度より9.7%増の5,274万2,000円。扶助費は総額の7.9%で、前年度より32.0%増の4億3,553万5,000円。補助費等は総額の17.7%で、前年度より29.5%減の9億8,167万1,000円。普通建設事業費では、補助事業で前年度より28.2%減の2億9,731万3,000円。単独事業で75.1%減の5億7,643万1,000円。県営事業負担金で26.3%減の2,930万5,000円となり、普通建設事業費全体では、歳出総額の16.3%で、前年度より67.4%減の9億304万9,000円となりました。

災害復旧事業費は総額の1.9%で、前年度より32.7%減の1億309万2,000円。公債費は総額の10.8%で、前年度より4.2%増の5億9,694万3,000円。積立金は総額の9.4%で、前年度より295.4%増の5億1,919万7,000円。投資及び出資金は総額の0.3%で、前年度より8.2%増の1,450万2,000円。貸付金は総額の0.4%で、前年度より35.6%減の2,036万円。操出金は総額の6.2%で、前年度より4.8%増の3億4,290万3,000円となりました。

以上の決算概要について申し上げましたが、令和3年度は各種事業をほぼ計画どおり執行することができました。

なお、監査意見書による御指摘等につきましては、今後善処するように努力してまいります。

次に、認定第2号令和3年度日之影町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和3年度の診療状況につきまして、年間の入院患者数は1万2,157人、1日平均33.3人で、前年度と比較して1日平均6.6人の増であります。外来患者数は2万1,686人、1日平均89.6人で、前年度と比較して1日平均0.4人の増となっております。

それでは、令和3年度の病院事業会計決算状況について申し上げます。

まず、収入から申し上げますと、医業収益は前年度より12.4%増の4億7,795万5,641円、医業外収益は前年度より14.3%減の1億7,772万5,223円、特別利益は前年度より98.8%減の14万8,800円で、病院事業収益合計は前年度より1.7%増の6億5,582万9,664円であります。

支出につきましては、医業費用は前年度より3.6%増の6億3,155万7,909円、医業外費用は前年度より7.2%増の1,052万8,996円、特別損失は82.3%減の228万6,612円で、病院事業費用合計は前年度より1.9%増の6億4,437万3,517円であります。

次に、資本的収入では、企業債の元金償還金に係る出資金が1,450万2,000円、企業債が1,140万円、繰入金が1,140万円で、計3,730万2,000円であります。

資本的支出では、建設改良費2,972万3,580円、企業債償還金3,416万660円で、計6,388万4,240円あります。なお、資本的収入額に対する資本的支出額の不足額2,658万2,240円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、損益計算書について申し上げます。

医業収益4億7,417万902円、医業費用6億2,194万9,871円で、医業損失は1億4,777万8,969円あります。

また、医業外収益1億7,745万3,584円、医業外費用2,670万7,591円で、1億5,074万5,993円の利益となり、経常利益は296万7,024円あります。

特別利益13万5,274円、特別損失228万6,612円で、215万1,338円の損失なり、当年度純利益は81万5,686円となります。当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金6,750万4,535円を加えた、当年度未処分利益剰余金は6,832万221円あります。

次に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部では、固定資産7億1,619万4,954円、流動資産4億852万7,756円で、資産合計は11億2,472万2,710円あります。

また、負債の部では、建設改良企業債等の固定負債2億9,193万9,029円、未払金等の流動負債8,499万6,825円、繰延収益7,897万366円で、負債合計は4億5,590万6,220円あります。

資本の部では、資本合計6億6,881万6,490円となり、負債資本合計は11億2,472万2,710円あります。

次に、認定第3号令和3年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和3年度日之影町国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額7億36万616円、歳出総額6億9,631万1,547円で、差し引き総額404万9,069円を翌年度に繰り越しました。なお、令和4年3月末現在の被保険者数は981人で、前年度末に比べ37人の減であります。

それでは、歳入から申し上げます。

国民健康保険税は、調定額9,691万2,348円に対し、収入済み額は9,336万3,830円で、収納率は96.3%であります。県支出金は、保険給付費等交付金と特定健診等負担金で5億4,873万5,925円。財産収入は基金利子で3,306円。繰入金は、一般会計繰入金で5,126万2,653円。繰越金は277万3,268円。諸収入は預金利子、雑入及び受託事業収入で417万4,634円。国庫支出金は災害臨時特例補助金で4万7,000円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、総務管理費、徴税費等で5,110万5,479円。保険給付費は療養諸費及び高額療養費等で4億6,725万6,494円。国民健康保険事業費納付金は、医業給付費及び後期高齢者支援金等分と介護納付金分で1億3,702万6,653円。保険事業費は、保健衛生普及費と特定健康診査等事業費等で1,407万3,110円。積立金は基金積立金で1,300万3,306円。諸支出金は、償還金及び還付加算金と操出金で、1,384万6,505円であります。

次に、認定第4号令和3年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和3年度日之影町簡易水道事業特別会計の決算額は、歳入総額9,185万9,785円、歳出総額8,959万4,633円で、差し引き総額226万5,152円を翌年度に繰り越しました。

まず、歳入から申し上げます。

使用料及び手数料のうち、使用料の4,966万2,064円は、日之影地区簡易水道ほか7地区の水道使用料であり、手数料の9万80円は大楠地区ほか7地区の飲料水供給施設の水質検査手数料であります。

財産収入の36円は基金利子、繰越金の1,090万9,000円は一般会計からの繰入金、繰越金の229万9,631円は前年度からの繰越金であります。諸収入は預金利子が64円、雑入が1,789万7,910円であり、町債の1,100万円は公営企業会計移行業務に伴う簡易水道事業債であります。

次に歳出について申し上げます。

衛生費の7,608万4,387円は職員の2名分の人件費を含む維持修繕費であり、公債費の1,351万2,466円は日之影地区簡易水道施設ほか2地区の長期債借入償還金であります。

次に、認定第5号令和3年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和3年度日之影町奨学資金事業特別会計の決算額は、歳入総額4,997万298円、歳出総額4,994万4,527円で、差し引き総額2万5,771円を翌年度に繰り越しました。

まず、歳入から申し上げます。

寄附金は4件の8万5,000円、繰入金は4,614万5,814円は、基金繰入金413万2,814円、一般会計繰入金4,201万3,000円で、繰越金の2万4,399円は前年度からの繰越金であります。財産収入の82円は基金利子で、諸収入の371万5,003円は、大学生等25名、高校生9名分の償還金371万5,000円と預金利息であります。

次に、歳出について申し上げます。

令和3年度に貸付けをいたしました奨学基金は、継続・新規合わせまして大学生等が30名で1,580万円、高校生が13名で414万円、口座振替手数料の4,445円と合わせまして、合計1,994万4,445円であります。積立金は3,000万82円あります。

次に、認定第6号令和3年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を説明いたします。

令和3年度日之影町農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額2,140万374円、歳出総額2,095万5,661円で、差し引き総額44万4,713円を翌年度に繰り越しました。

まず、歳入から申し上げます。

使用料の617万8,685円は町営住宅、日之影中学校等を含む一般住宅の下水道使用料であり、繰入金の1,048万7,000円は一般会計からの繰入金、繰越金の23万4,684円は前年度からの繰越金であります。諸収入の5円は預金利子であり、町債の450万円は公営企業会計移行業務に伴う農業集落排水事業債であります。

次に、歳出について申し上げます。

事業費の1,162万2,889円は電気料等の光熱水費及び修繕量、処理場管理委託料、公営企業会計移行業務委託料が主なものであり、公債費の933万円を2,772円は集落排水施設の長期債借入償還金であります。

次に、認定第7号令和3年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和3年度日之影町介護保険特別会計保険事業勘定の決算額は、歳入総額7億4,163万5,359円、歳出総額7億2,350万4,585円で、差し引き総額1,813万774円を翌年度に繰り越しました。

また、サービス事業勘定の決算額は、歳入総額34万5,796円、歳出総額34万4,136円で、差し引き総額1,660円を翌年度に繰り越しました。なお、令和4年3月末現在の第1号被保険者数は1,738人で前年度より29人減、認定者数は255人で前年度末に比べ29人の減であります。

まず、保険事業勘定の歳入から申し上げます。

介護保険料は調定額1億230万6,342円に対し、収入済み額は1億182万7,833円で、収納率は99.5%でありました。国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金等で2億1,246万7,975円。支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億7,615万9,000円。県支出金は、介護給付費県負担金、地域支援事業交付金等で1億995万9,150円。財産収入は、基金利子で733円。繰入金は、一般会計からの介護給付費、地域支援事業費及び事務費繰入金等で1億2,350万4,590円。繰越金は1,765万711円。諸収入は、預金利子、地域支援事業利用料等で6万5,367円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は総務管理費、徴収費及び介護認定審査会費で2,657万9,342円。保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費で、歳出全体の約87.8%を占め、6億3,509万1,891円。地域支援事業費は、包括的支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費及び任意事業費で3,408万9,864円。基金積立金は、介護給付費負担金の余剰金等で2,400万733円。諸支出金は、前年度介護給付費等精算による償還金等で374万2,755円であります。

次に、サービス事業勘定の歳入について申し上げます。

サービス収入は、予防プランの作成料で34万3,300円、繰越金は2,496円であります。歳出について申し上げます。サービス事業費は、予防プラン作成に必要な通信運搬経費等で18万136円、諸支出金は保険事業勘定への繰出金で16万4,000円であります。

次に、認定第8号令和3年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和3年度日之影町後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額5,730万8,656円で、歳出総額5,723万3,456円で、差し引き総額7万5,200円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和4年3月末現在の被保険者数は961人で、前年度末に比べ50人の減であります。

まず、歳入から申し上げます。

後期高齢者医療保険料の収入済み額は3,394万1,300円で、収納率は100%であります。繰入金は一般会計繰入金で2,331万8,000円、諸収入は保険料還付金と預金利子で1万7,431円、繰越金は3万1,925円であります。

次に歳出は、総務費が4,587円、後期高齢者医療広域連合納付金が5,721万1,469円、諸支出金が1万7,400円であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（一水 輝明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました令和3年度各会計決算8議案については、休会中の議案熟読をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号までの令和3年度各会計決算8議案については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。11時25分から再開をいたします。

午前11時15分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（一水 輝明君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第21. 議案第44号

日程第22. 議案第45号

日程第23. 議案第46号

日程第24. 議案第47号

日程第25. 議案第48号

日程第26. 議案第49号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第21、議案第44号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第4号）から日程第26、議案第49号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの補正予算6議案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第44号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第4号）の提案理由

を説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業及び燃料・物価高騰対策事業、県単集落防災事業に係る補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

地方特例交付金は、個人住民税減収補填特例交付金で57万4,000円の追加。地方交付税は、普通交付税で807万7,000円の追加。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等で4,877万4,000円の追加。県支出金は、みやぎき応援消費拡大支援事業及び県単集落防災事業等で2,201万9,000円の追加。寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金等で1,972万9,000円の追加。繰入金は、家畜防疫対策基金繰入金等で5万5,000円の追加。繰越金は、前年度繰越金で1,093万円の追加。諸収入は、農地中間管理事業等で327万9,000円の追加。町債は、緊急自然災害防止対策事業債等で129万9,000円の追加。

以上、歳入補正を1億1,473万6,000円の追加とし、歳入総額を50億8,699万1,000円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、人件費で1万2,000円の追加。総務費は、物価高騰対策地域消費支援事業補助金等で8,571万円の追加。民生費は、出産祝金等で251万6,000円の追加。衛生費は、人件費等で151万5,000円の追加。農林水産業費は、県単集落防災工事請負費等で3,216万5,000円の追加。商工費は、地域おこし協力隊事業で85万7,000円の追加。土木費は、人件費で24万3,000円の追加。消防費は防災行政無線戸別受信機の設置料等で27万4,000円の追加。教育費は、給食費補助金等で855万6,000円の減額。

以上、歳出補正を1億1,473万6,000円の追加とし、歳出総額を50億8,699万1,000円といたします。

次に、第2表地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第45号令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う補正が主なものであります。

歳入では、国民健康保険税を282万1,000円、繰入金を22万6,000円、繰越金を404万8,000円、諸収入を5,000円、それぞれ追加するものであります。

歳出では、総務費を7万9,000円、国民健康保険事業費納付金を3万円、予備費を699万1,000円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,141万9,000円とするものであります。

次に、議案第46号令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、令和3年度の滞納繰越分水道使用料及び繰越金の確定及び人件費の補正が主なものであります。

歳入では、使用料及び手数料を46万6,000円、繰入金を7,000円、繰越金を211万5,000円それぞれ追加するものであります。

歳出では、衛生費の簡易水道費を95万2,000円、公債費を1万5,000円、予備費を162万1,000円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を7,002万3,000円とするものであります。

次に、地方債は令和4年度事業に対して、借入れを予定している起債限度額について決定を求めるものであります。

次に、議案第47号令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、令和3年度の滞納繰越分下水道使用料及び繰越金の確定に伴う補正が主なものであります。

歳入では、使用料及び手数料を5万2,000円、繰越金を44万3,000円それぞれ追加するものであります。

歳出では、事業費を31万7,000円、公債費を1万7,000円、予備費を16万1,000円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を2,542万円とするものであります。

次に、地方債は令和4年度事業に対して、借入れを予定している起債限度額について決定を求めるものであります。

次に、議案第48号令和4年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、高額医療合算介護サービス等費、包括的支援事業費の増、過年度の介護給付費負担金等の精算及び令和3年度の繰越金の確定に伴う補正が主なものであります。

歳入では、保険料を5万9,000円、国庫支出金を12万6,000円、支払基金交付金を9万5,000円、県支出金を5万円、繰入金を13万円、繰越金を1,812万9,000円それぞれ追加するものであります。

歳出では、総務費を8万円、保険給付費を35万円、地域支援事業費を3万円、諸支出金を1,669万円、予備費を143万9,000円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,824万円とするものであります。

次に、議案第49号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理

由を説明いたします。

今回の補正は、保険料負担金と繰越金の確定に伴う補正であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料を212万6,000円、繰越金を3万1,000円、それぞれ追加するものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を217万円追加し、予備費を1万3,000円減額、歳入歳出予算の総額を5,477万9,000円とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算6議案については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。議案第44号から議案第49号までの6議案については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定をいたしました。

○議長（一水 輝明君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

午前11時32分散会
